

なぜ、女性の活躍が必要なの？



防災訓練での一コマ



一人ひとりが、個性や能力を
発揮できる社会にしましょう！

お問い合わせ

男女共同参画専門委員会への
申出に関する事

八代市 人権政策課

男女共同参画推進室

TEL: 0965-30-1701

FAX: 0965-46-1950

人権
相談

人権に関するご相談

TEL: 0965-30-1710

●受付時間／午前9時～午後5時まで
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

ヤング
テレホン

青少年に関するご相談

TEL: 0965-30-1700

●受付時間／午前9時～午後5時まで
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)



男女共同参画社会の実現のために

八代市
男女共同参画
専門委員会

お知らせ

男女共同参画に関する
苦情や相談の窓口のご案内



八代市 人権政策課 男女共同参画推進室

男女共同参画社会の実現に向けて

性別にとらわれず、
認め合い、誰もがいきいきと、
その個性と能力を
発揮できる社会

男女共同参画専門委員とは

八代市男女共同参画推進条例第12条に基づき設置された苦情処理機関です。

専門委員は、市長から委嘱された専門家(弁護士・臨床心理士)です。



専門委員は行政から独立した中立・公正な機関で、次の①②に該当する苦情や相談の申出に対応します。

- ①男女共同参画の推進に影響を及ぼす市の施策に対する苦情
- ②性別による差別や不平等な扱いなど男女共同参画の推進を阻害する要因により人権侵害を受けた場合の相談

例えばこんなとき・・申出を!!

地域において



*慣行で決まっているって・・・



私は、自治会の役員になりたかったのですが、役員には、男性が就任する慣行があります。自分を含め女性の意見が反映されません。

私たちの生活には、社会のルール、慣習、しきたり等があります。当たり前と思っているかもしれませんが、根拠のない理不尽なものもあるかもしれません。



施設において



* 男性が使いづらい・・・



公園内の女子トイレだけにベビーベッドが設置されています。乳幼児を連れた男性は利用できません。困ります。

育児は女性がするもの・・・といった性別による固定的な役割を前提としているかもしれません。



『男女共同参画専門委員への申出』

■ 誰でも申し出ることができますか？

- ①市内に住所のある人
- ②市内に通勤、通学している人

■ 申出は、どのように処理されるのですか？

専門委員は、申出者に代わって必要な調査を行います。その結果、必要があると認めるときは、市の施策については、助言、意見表明、勧告を、人権侵害に関する事案については、助言、是正の要望を行います。なお、私人間の事案については、必要に応じ関係機関に引き継ぐことがあります。

■ すべての申出が、調査してもらえますか？

次の申出などは、調査することはできません。

- ① 判決、裁決等により確定した事項
- ② 裁判所において係争中の事案
- ③ 行政不服申し立ての審理中の事案
- ④ 男女雇用機会均等法の紛争の解決援助の対象事項
- ⑤ 議会に請願又は陳情を行っている事案
- ⑥ その他専門委員が調査することが適当でないと認める事項
- ⑦ 人権侵害があった日から1年を経過した申出

■ 申出はどのようにすればできますか？

苦情等申出書に必要事項を記入し、市役所人権政策課男女共同参画推進室に提出してください。書面での申出が原則ですので、申出書を郵送、ファックス又はご持参ください。

なお、申出するしないにかかわらず、苦情や相談がある方は、まずは、市役所人権政策課まで、電話等でお気軽にお問い合わせください。